

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第卷六十五第
月三年八十和昭

論叢

利子論序說の一節……………文學博士 高田保馬

貨幣の形態的變遷と金融意義の發展……………經濟學博士 小島昌太郎

交易營團の成立……………經濟學博士 谷口吉彦

トーマス・マンの『財寶論』……………經濟學士 白杉庄一郎

インテレットセンゲマインシャフトの概念規定について……………經濟學士 靜田均

研究

統計學史上に於けるジュースミルヒの地位……………經濟學士 青盛和雄

說苑

再び新經濟論理の數式的展開に就て……………經濟學博士 柴田敬

元代貨幣思想抄……………經濟學士 穂積文雄

貨幣の形態的變遷と金融意義の發展

小島昌太郎

貨幣の本質なるものは、その發生のときから、今日に至るまで、何等の變化を來して居るものではない。それは、一般的購買力と謂はるべきものである。然し、この一般的購買力と謂はるゝ抽象的な無形のもの、何等かの形態に於て現はるゝのでなければ、授受されることが出來ず、保管されることも出來ず、また、蓄積されることも出來ない、ゆゑに、貨幣は、常に、何等かの形態に於て存在する。然るに、その形態は、經濟の進歩、社會秩序の整備と共に、次第に、變遷し來つた。そして、その變遷に従つて、金融といふ意味もまた發展したのである。

金融といふものは、最も廣く、これを解釋すれば、貨幣すなはち通貨の形式に於て一般的購買力が人格的移轉をなすことである。われわれの生活に金融なるものゝ存在するは、われわれの經濟機構に於て、物的資料や他人の勞務を獲得使用するについては、通貨なるものを用ゐるを要し、そのために通貨の收入支出及び貸借を必要とするからである。ゆゑに金融といふものを理解するについては、われわれの經濟機構が如何なるものであるかを諒知しなければならぬ。よつて、こゝには先づ、經濟機構なるものを説明し、且つ特に自由主義經濟より移行したる統制經濟の本質を述べ、次いで、一般的購買力なるものは如何なるものであり、それは如何にして發生したのであるかを闡明し、且つそれが、貨幣として如何なる形態的變遷を遂げ、従つて、金融の意義がまた如何な

る發展をなしたるかを概論することとする。

二

經濟機構の基底にあるものは、人間の物的生活である。吾々の生活には、政治生活、宗教生活、學問生活、美的生活、社交生活等々の多面を具へて居る。而も、人間が肉體をもつ所の生物である限り、外界の物質を獲得使用してその生命健康を維持することは、絶對的に必要である。こゝに衣食住を以て代表せらるゝ所の物的生活なるものがあることとなる。而も、この本來の物的生活以外の生活は、それが政治生活にしても、宗教生活にしても、學問生活にしても、美的生活にしても、また社交生活にしても、それらは、いづれも、物質の獲得使用を本來の目的として居るものではないが、併し、それらの生活を完うせんとするには、多くの場合に於て物質の獲得使用を必要とする。ゆゑに、それらの生活は、この關係に於ける物的生活を、多かれ少かれ、隨伴するものと見なければならぬ。すなはち、人間は、本來の物的生活の外に、他の生活の面に附隨する物的生活を併せ營むものであり、この意味に於て、物的生活なるものは、人間生活の大部分を占むるものといはなければならぬ。

かくの如くに、人間の生活なるものは、物的生活と離るべからざる關係にある。然しながら、この物的生活そのものが、そのままに經濟生活と言はるゝものではない。人間の物的生活が、或る秩序の下に行はるゝときに、それが經濟生活となるのである。そして、これを秩序付ける所のものには、種々なるものがある。本能がその第一である。然し、動物の物的生活にも本能の働きがある。そして、本能なるものは、生物一個の生活に對しては、秩序付ける働があるにしても、多數の共同生活を秩序付けるには、これのみを以て能くする所ではない。人間の物的生活には、更にこれに智能の働が加はる。そして、これによつて多數の共同生活に秩序を與へて居るのであ

る。

智能の働きの産物として生れたものに二つある。一は交換の法則であり、他は意思的統制である。交換の法則と言ふものは、人間の物的資料の獲得及び調達、所有權といふ法的制度と分業といふ經濟制度との下に、行はるることとなりたることの産物である。意思的統制は、この獲得調達が、組織的計畫的に行はねばならなくなつたことの所産である。

交換の法則は、人間の物的生活に貨幣なるものを生み出さしめた。そして、苟くも人間が獲得使用することを欲する所のものを提供するならば、この貨幣なるものを收得しうることとなり、またこの貨幣を持てるものは、彼の獲得使用を欲する所のものを、通常の場合には、これと交換に、獲得し得ることとなる。こゝに於て、物的生活は貨幣を中心とする所の交換機能の上に成立つこととなつた。それが經濟生活と言はるゝものである。そして、そこに貨幣なるものを以て表はさるゝ一般的購買力なるものを生じ、且つ金融なるものを生むに至つたのである。

三

經濟生活と言ふものが、單に交換の法則のみに支配されて居るときは、謂はゆる自由主義經濟である。一つの社會に於ける經濟の全面が、或る目的のために、意思によつて規制されてゐるときには、統制經濟となる。

統制經濟と言ふものゝ説明には、色々の言ひ表はし方があり得る所であり、従つて、學者のこれに對する説明も區々になつて居るけれども、こゝでは、それらに對する批評は、すべて省き、直に私の見る所を以て言へば、統制經濟といふは、現實具體的なる國家目的を達成するために、機構の全般にわたり、法的規制の與へられたる

構造をもつ所の經濟のことである。

國家が法的規制を經濟に加へるのは、かやうな現實具體的な國家目的の達成といふやうな、至上目的と關聯する場合にのみ限る譯のものではない。或は、國民訓政の目的を以て、或は風紀衛生の純化の目的を以て、または、國民生活の便宜の目的を以て、經濟活動の或るものに、法的規制を加へることがある。例へば、阿片飲用の禁止の如き、禁酒禁煙の如き、風俗を害する書畫器具藥物の禁止の如き、機械器具の部分品、または日常使用品に規格を制定するが如きは、この例である。これらは統制經濟の性格をもつものではない。然し、それらは、經濟にとつては、一種の法的規制たるには相違がない。かゝる事柄を、私は、經濟の統制といふ廣い言葉を以て言ひ表はすうちに含めたい。

統制經濟は、かゝる行政的措置よりも、更に高次な國家目的の達成の爲に生れ出たものである。従つて、その性格の第一に擧ぐべきものは、經濟活動の主要なる部面、すなはち、生産、配給、消費、價格、勞働、金融、運輸、この七つのものに對して、國家が法規を以て規制する所の構造が出來上ることである。第二の性格は、それゆゑに、經濟の法則なるものは、この國家法規の指導する方向に向つて、且つその線に沿つてのみ働くこととなるのである。

統制經濟は、その發展の最初に於ては、生産、配給、消費、價格、勞働、金融、運輸の七者に對し、必ずしも全面的に法的規制を加へ得るの態勢をとり得るものではなく、むしろ、そのいづれかの部面に於て、或る程度の規制を加ふるに止まるものである。然し、單に生産に對するものだけであつても、または配給とか價格とかに對するものだけであつても、或は、その他の消費、勞働、金融、運輸のいづれかのもの一部面だけに對するもので

あつても、苟も現實具體的なる國家目的の達成のために行はるゝ法的規制が行はるゝならば、それは、統制經濟といふ性格のものと言つてよ。

然しながら、現實具體的なる國家目的の遂行が進行するにつれて、それに要する物資の量も、質も、種類も益益多様となる。従つて、統制は個別的なるに止まることが出来ずして、次第に關聯的となり、右の七つの部面の全部に互つて、有機的構造のものとなる。すなはち、生産の種類を決定するについて配給機構を整備し、勞務の供給を調節し、生産力の擴充のために、金融運輸の機構を改め、生産資材の確保については、消費を制限し、配給運輸の道程を短縮するが如く、經濟活動の全面に互る機能を高めるために、有機的關聯的に統制機構が組織せられることとなる。

かくの如く、統制が、經濟の全面に互つて、計畫的に行はるゝに至るならば、それは高度の統制經濟であつて、これは計畫經濟と言つて差支なきものとなつたのである。

統制經濟の下にありても、交換の法則と言ふものは、依然として行はれる。各人の、或は、各經濟主體の、經濟關係を相互に結び付ぐるものは、やはり、交換の法則である。たゞ、それは國家の法規の定むる方向と、その規定する線に副つて働くといふことになるだけである。若し交換の法則といふものが、この統制經濟より消えてしまふならば、それは全く質の異なる經濟構造となつたものと言はなければならぬ。

交換の法則といふは、各人が、その欲する所のものを、他人より獲得調達せんとするには、その他人の承諾を要するといふ定である。そして、この他人よりの承諾は、原則として、また、彼の欲求する所のものを提供することによつて得られることとなるのであるから、この法則は、一般に、各人がその欲する所のものを、他人より獲

得調達せんとするには、その他人の欲する所のものを提供しなければならぬといふことになる。

交換の法則は、所有權の制度と分業の制度より生れたものである。自由主義經濟にありては、所有權の効力は甚だ廣汎に認められ、たゞ公益に反すると認めらるゝ一定の場合に限り制限せられた。勞働及び職業の選擇就否は、全く各人の意思に任された。たゞ交換の法則は、各人が購買力を有するのでなければ、生活し得ざる關係を構成して居るから、この購買力の獲得といふことが、すべての經濟活動を指導したのである。

統制經濟に於ては、國家目的達成のために所有權の効力にも制限が加へられ、勞働及び職業の選擇就否も、自由意思による決定が、甚だしく制限せられて、國家目的達成の方向に於て指導せられ、または命令せられることとなるのである。

世界歴史の發展が、一定の飛躍的段階に達し、國家がそのうちに於ける自らの地位を自覺することにより、現實具體的なる國家目的が、明確に浮び上り、その達成に邁進することゝなるに至れば、これに對して莫大なる物資を必要とする。生産力が更に飛躍的に擴充せられ、この莫大なる物資需要を充足し得るに至るまでは、既有的物資と生産力を、専らこの目的達成のために差向けることゝするの外はない。それが、統制經濟を呼び起すのである。

國家目的の達成に必要な方向に於て、生産力を擴充し、豊富なる物資の生産をなさんとするには、生産機構を改造するを要し、資材の動員を必要とする。所有權の効力が制限せられ、勞働及び職業の方向が、指導または命令せらるゝことゝなるは、その必然の要請である。

然しながら、所有權は、その効力が制限せられるけれども、所有權そのもののは否認せられるのではなく、勞働

及び職業は、一定の方向に指導せられ、または、命令せられるけれども、貨幣的報酬は支給せられる。従つて、その範圍内に於て、購買力が、各人の生活の基礎たることに於ては、變る所がない。

生産力の擴充も、生産さるゝ物資の種類も量も、主として、國家目的の達成のために方向付けられる結果として、民需物資は、強度の制限を受くることとなる。従つて、配給の整備、消費の制限は、統制經濟の下に於て、必然の機構となる。そして、この機構を、更に、有效ならしむるためには、價格を調整し、これを公定する制度を設け、金融及び運輸に對しても、一定の配分と方向とを與へなければならぬ。

ゆゑに、統制經濟に於ては、生産、配給、消費、價格、勞働、金融、運輸の七者について、それぞれの統制が行はるゝと共に、更に、これら、各々の統制が、相互關聯的に、有機的に編成せられて、國家目的の達成のために必要な範圍と方面と目的とに於て、國民經濟の總力が活動することとなるのである。従つて、交換の法則も、依然として働くのであるけれども、この統制の埒内に於て働くのであつて、各人が、欲する所のものを獲得調達し得るも、この埒内に於てゞあり、各人が、この獲得調達のために提供し得るのも、この埒内に於てゞある。

交換の法則の働きに、すでに、かくの如きの制限がある。従つて、この法則の所産たる所の、購買力なるものの效力にも、また、それに應ずる所の制限が附與せられることとなるは言ふまでもない。その結果として、購買力の獲得といふことが、すべての經濟活動を指導した所の自由主義機構とは異り、統制經濟に於ては、經濟活動を全面的に指導するものは、現實具體的な國家目的である。購買力なるものは、この場合に於て、經濟活動を指導するのではなくして、たゞその活動を圓滑ならしむるものたるに過ぎないのである。すなはち、自由主義經濟の下に於ては、その原動力の地位にあつた購買力なるものが、統制經濟の下に於ては、單に整滑油たる作用を

なすに止まるのである。

統制經濟に於ては、現實具體的なる國家目的の下に、經濟が規制せられるのであるから、經濟活動の主要なる部面は、すべて、法律によつて、その行動が規定せられる。すなはち、生産、配給、消費、價格、勞働、金融、運輸といふこの七つの經濟活動の各部面が、法律の規定によつて動くこととなる。これらの法規は、我が國に於ても、いま、こゝに、列擧するの暇がないほど、澤山發布せられて居ることは、更めて申すに及ばない。

然し、法律を以て規定せられて居るけれども、經濟活動は、その經濟法則による所の働が消滅したのでは決してない。法律はたゞ、經濟法則の働くべき範圍と、方面と、目的とを定め得るに過ぎないもので、經濟法則に取つて代るの働きをするものではない。ゆゑに經濟學は依然として存立して居る。そして、この經濟學を構成する所の經濟法則を把握して居なければ、その範圍を定め、その方面を定め、その目的を定むる所の法律を制定することが出来ない。統制經濟を呼び起した所の國家目的を達成するに適する法律を制定することが出来ないのである。

自由主義經濟の下に於ては、經濟法則は、各個人のそれぞれ欲する所の範圍と、方面と目的とに於て働かんとする經濟活動の相關關係に於て作用を現はした。ゆゑに、この場合に於ても、經濟法則は、各人の意思の欲するまゝに働いたのではない。たゞ、各人の意思の合致、競争、反撥、抑制の相關關係の作用の線に副ふて働いたのである。それが統制經濟の下に於ては、この各人の意思の合致、競争、反撥、抑制が、その人々の自由に任されるのではなく、法律の命するまゝの作爲、若しくは、不作爲として、現はれなければならなくなつたのである。従つて、各人の相關關係といふものも、自然發生的に成立するのではなく、法律の規定する範圍と方面と目的と

の時に於てのみ成立するのである。經濟法則の發現が、この情形の制約を受けるのは當然の結果である。

自由主義經濟の下に於ける經濟法則の働きと、統制經濟の下に於けるそれとの間に相違のあることは、右に述べたるが如くである。この自由主義經濟の下に於ける經濟法則の種々なる働き方を、自由主義經濟の法則と稱へ、それらの諸法則の體系を、自由主義の經濟學と呼ぶならば、統制經濟の下に於ては、左様な經濟法則も、經濟學も、もはや、無くなつたと言はねばならぬ。然し、それは、正確に言はず、さういふ働きに於ける法則や、經濟學が、無くなつたのであつて、經濟法則そのもの、經濟學そのものは、いづれの場合に於ても、嚴然として存在するのである。

四

統制經濟に於ては、右に述べたるが如く、經濟法則をして、その働くべき範圍と、方面と、目的とを規制するたゝめに、法律の力をこれに加へるのであつて、經濟法則そのものを消滅せしむるのではない。この意味に於て、統制經濟もまた、經濟の諸法則の上に動くものである。また、統制經濟は、これも右に述べたる如く、發展するものである。國家の發展、國策實施の成功と共に、現實具體的なる國家目的は、これに順應して定められる。この現實具體的なる國家目的の推移に従つて、その達成に必要な機構を作り上ぐべく、統制經濟は發展しなければならぬ。

法律は、その性格上固定的なものとなるに傾き易い。然し、統制經濟は發展しなければならぬ。而も、その發展は、根本に於ては、經濟の諸法則の上に於て行はれるのである。統制經濟の法規の制定及び運用の局に當るものは、こゝに、細心にして周到なる達見と注意とを用ゐることが必要である。現在の段階に適する所の統制經濟

の構造の規定が、その將來の發展への摩擦となり妨礙となることがあつては、統制經濟そのものを呼び起した所の根本の目的に背反するの結果となる。法律の規定によつて作り上げられたる一定の經濟構造は、既成事實となるのであるから、次の發展段階の構造は、このものを離れては、成長し得るものではない。ゆゑに、現在の段階に於ける統制經濟に關する諸規定は、次の段階に於ける統制經濟の構造を豫見することによりてのみ適切なることを得る。

統制經濟は發展するものである。而も、統制經濟は、經濟の諸法則の上に行はるものであるけれども、構造に於ては、法律といふ固定化に傾き易き格をもつものゝ指導命令によつて組織付けられる。固定化に傾き易き構造をもちながら、必然的なる發展をなさねばならぬ所に、統制經濟の運命がある。

五

統制經濟の説明に於て、最後に、最も明確にして置かねばならぬことは、現實具體的なる國家目的といふことである。この目的を達成する爲に、統制經濟なるものが呼び起されたのである。従つて、統制經濟なるものは、自由主義經濟時代に於て言はれた社會經濟と言ふやうな、漠然として抽象概念的な形態のものではなく、一國の權力が、直接間接に及び得る所の現實具體的な地域の上に成り立つものである。

第三者的に見れば、自由主義經濟に於ても、經濟の目的なるものが無かつた譯ではない。然し、それは、現實具體的には、一定の纏つたものとして、はつきりしてゐるのではなかつた。すなはち、各個人の經濟が、自由意思による分業と交換との機構を以て、相互的に關聯する所の組織として出來上つた自由主義經濟の下に於ては、社會經濟の目的と言ふものは、客觀的に、學說的には説明し得るにしても、それは、極めて一般的抽象的なもの

であつて、例へば、人類の幸福、社會の進歩、文化の向上と、言ふが如き言葉で言ひ表はされるものに外ならなかつた。

然るに、統制經濟に於ては、國家目的といふものが、はつきりと現實具體的に浮び上つて居る。しかも、一般抽象的な國家目的ではなく、現實具體的な國家目的が、明確に把握せられて居る。この現實具體的な國家目的が、自由主義經濟を統制經濟に改組せしめたものなのである。

一般抽象的な國家目的といふものは、どの國家に於ても、大體變りのないものである。然し、現實具體的な國家目的といふものに於ては、各國一々異つて居る。すなはち、その國の國體により、歴史的發展の段階により、國民性により、地理的な地位により、國際關係的な地位により、與へられたる天然資源の質量により、その他、各般の情形によつて現實具體的な國家目的は定まるものである。従つて、この現實具體的な國家目的なるものは、また、時間的空間的な環境の變化に順應すべきものであつて、それゆゑ、國家の發展段階に應じて定まるべきものである。

我が國、今日に於ける現實具體的な國家目的は、申すまでもなく、大東亞共榮圈の確立といふこと、これである。大東亞共榮圈の確立といふこの現實具體的な國家目的は、たゞに、統制經濟を惹き起したばかりではなく、國民生活のあらゆる部面をも、この目的の達成のために、整備統制するに至つたのである。教育も、文化も、宗教も、交通も、すべてみな、この目的の達成に向つて、集中的に全能力を擧げて働き得るやうに、統制せられるのである。統制經濟といふのは、かゝる統制生活の一部面の現象たるに過ぎない。

ロンドン條約の廢棄、滿洲事變、國際聯盟の脫退、北支事變、支那事變を経て、米英に對する宣戰布告となつ

た所の大東亞戦争に至るまでの、この一聯の歴史的発展は、いづれも、大東亞共榮圏の確立といふ國家目的を達成せんとする日本國家の歩みである。今日の我が國の統制經濟は、この事變、若しくは戦争のために生れたものといふよりは、むしろ、事變も、戦争も、統制經濟も、この目的達成のために均しく生れたものと見るべきである。

現實具體的な國家目的を達成するにも、それぞれの段階がある。従つて、統制經濟の様相も、この段階に應じて變化せざるを得ない。我が國の今日に於ける現實具體的な國家目的は、大東亞共榮圏の確立といはるゝものであるが、これにも三つの段階が考へられる。第一は、大東亞戦争に勝ち抜くことであり、第二は、大東亞共榮圏を建設することであり、第三は、大東亞共榮圏を育成することである。この三つの段階に應じて、我が國民經濟も、それに適當するやうに統制せられなければならない。

大東亞共榮圏を確立するためには、大東亞の天地を、それに適するやうに構造しなければならぬ。然るに、こゝには、この大東亞の眞の利害に目覺めざる舊國民黨一派の中國指導階級があり、また近世以來こゝに根を張つて、且つ重慶派を利用する所の米英の勢力や利權がある。舊國民黨一派や米英が、その勢力と利權とを、大東亞共榮圏確立といふ大東亞民族全般の歴史的使命の達成のために、我が國と協調して、働かすの態度をとるのであるならば、圓滑平和に、この事業が進行するであらうけれども、事實は、彼等が、これに反抗するの態度を以て、摩擦を生ぜしめ、妨碍を加ふることゝなつて現はれた。それゆゑに、大東亞共榮圏の確立は、先づこの摩擦と妨碍とを消滅せしめ、東亞の天地を清掃することから始めなければならなくなつた。それが柳條溝以來の事變と戦争となつて發展したのである。ゆゑに、今日の大東亞戦争は、従前の戦争と性格を異にし、大日本帝國の

國家目的であり、大東亞民族の歴史的使命である所の、大東亞共榮圈の確立といふ事業の一部をなすものであつて、戦争の側よりすれば、一面戦争、一面建設といふ説明が行はるゝ所以である。

我が國の統制經濟の現段階は、それゆゑに、先づ、大東亞戦争に勝ち抜くことを至上目標として行はれる。勿論、この戦争の性格として、戦争と建設とが同時に行はれるのであり、統制經濟もこの様相に副はなければならぬのであるけれども、而も、この場合に於ても、やはり戦争に勝ち抜くことが至上目標である。戦争に勝ち抜き、敵を制壓し終り、若しくは、それを降伏せしめたる曉に於て、共榮圈建設一本の時代が来る。然るときには、統制經濟も亦それに應じたるものとならなければならぬ。これが、我が統制經濟の第二段階である。建設の後には、育成がある。建設が成つて、共榮圈が出來上つたのである。我が國の使命は、共榮圈が出來上つたことを以て終るのではない。この共榮圈を、日・滿・華を中核とする所の東亞諸民族のために、永遠に確立せしめなければならぬ。すなはち、その育成である。この段階に至つて、統制經濟は、それぞれの民族に適する所の構造に於て、大成せられ、本格的なものとなるのである。我が國の統制經濟は、かくの如きの發展段階に於て進みつゝある。

六

このわれわれの統制經濟は、分業と所有權とを基礎として構成せられて居るのであるから、そこには、交換の法則が、依然、物的生活を支配して居ることは、自由主義經濟の場合に於けると異なる所はない。たゞ、この場合に於て、この法則は、國家目的達成のために、その發現が法規を以て規制せられて居る所に、自由主義經濟の場合に於けると異なる様相を帯ぶるのである。

交換の法則は、貨幣なるものを、われわれの生活の裡に誘入し來つた。われわれは、生産物若しくは勞務を他

人に提供することによりて、貨幣を獲得し、これを以てその収入となし、この収入の中より、貨幣を支出して、またその必要とする所の生産物または勞務を他人より獲得するのである。すなはち、交換の法則は、われわれの生活に對して、貨幣の收支といふ形式をもつ所の一つの規律を與へることゝなつたのである。その結果として、われわれは、各自の生活をその貨幣收入の限度に於て營むべきことゝなつた。

貨幣の收支といふ形式によりて規律を與へられたる生活にありては、そして、貨幣がすべての交換に於ける一般の媒介物となれる經濟機構に於ては、如何なる生産物も、如何なる勞務も、苟も他人がそれを欲求するものであるならば、それらは、貨幣と交換し得る性能をもつことゝなる。すなはち、それらのものは、貨幣に對するの交換力をもつことゝなるのである。

かゝる性能は、經濟上の性能といひ得るものであつて、交換の法則が支配力をもつことゝなるに至つて初めて生じたるものである。あらゆる生産物は、重さ、堅さ、粘さ、色合、振幅、電磁氣の感度等の物理的性能があり、化合、分解等の化學的性能があり、權利義務の客體となる所の法律的性能があると同様に、交換の法則の下に於て、交換力といふ經濟上の性能をもつに至つたのである。

あらゆる生産物や勞務が貨幣と交換し得るといふことは、また、貨幣の側より言へば、貨幣は、あらゆる生産物や勞務と交換し得るものであるといふことゝなる。貨幣のこの交換力を特に購買力といふ。そして、もしも、生産物や勞務の側に基本を置いて、それらが他の生産物や勞務と交換せらるゝ場合を想像するとせば、それらが互に交換せられるのは、特に相手方が偶々それらを獲得することを希望する場合に限られるのであつて、一般の場合に、その交換が成り立ち得る譯のものではない。ゆゑに、生産物や勞務が、直接に、他の生産物や勞務と交

換し得るのは、特殊の場合に限られる。従つて、生産物や勞務といふものは、この意味に於て一般的な交換力をもつものではない。

然るに、貨幣は、通常の場合に於ては、如何なる生産物とも、また、如何なる勞務とも、交換し得るのである。ゆゑに、貨幣のもつ所の交換力すなはち購買力は、一般的購買力といふことが出来る。

貨幣は、一般的購買力をもつものとして、われわれの生活の裡に顯れ來つた。貨幣を媒介とする交換に於ては、これを賣買といふがゆゑに、貨幣の交換力を購買力といふのであるけれども、この言表はし方を利用すれば、あらゆる生産物もあらゆる勞務も、それが容易に貨幣に代へられ得るものであり、そして一度貨幣に代へられるならば、一般的購買力を獲得することを得るものであるから、この線に辿つて言へば、すべての生産物も勞務も、みな、潜在的に一般的購買力をもつものと言はなければならぬ。この潜在的購買力は、金融機關の機能によりて、生産物の擔保といふ形に於て、直接に發現し得るものとなるのである。

さて、交換の法則は、われわれの生活に貨幣なるものを誘入したのであり、その貨幣なるものは一般的購買力をもつものである。われわれはこの意味に於ける貨幣なるものを知つて居る。そして、この場合に於て意味さるる貨幣なるものは、有形具體的な物體である。貨幣學者の一般に言ふ所に従へば、穀物、家畜、魚貝、皮革、貝殻、布帛、砂金、金銀塊の如きものが、未開時代の民族に於て、一般的に交換の用具として用ゐられたことよりして、これらのものが、沿革的に言へば、原始的な貨幣であると説明せられて居る。尤も、その當時にあつては、未だ、貨幣といふ言葉があつた譯でもなく、これらのものは交換の媒介たると共に、そのもの自體が消費財であつた。殊に、穀物、家畜、魚貝の如きは、正確に言へば、交換の媒介といふ段階にまでも至らず、それらが、生

活必需品であるがため、何人もそれを受取ることを好む所の、最も交換し易き用具であつたに過ぎなかつたのであらう。

一般に、交換の媒介に役立つ用具として、貨幣なる言葉で指稱せられた最初のものは、金屬の鑄造個片であつた。すなはち、この金屬の個片を鑄造することが、ローマに於ける女神 Money の神社内に於て行はれたから、その個片を Money といふに至つたのである。¹⁾ ゆゑに、この鑄貨そのものたる具體的の財貨が、貨幣と見られたのである。

貨幣は一般的購買力をもつものであると言はれる場合の貨幣は、右の如き有形の具體的なる財貨である。しかしながら、貨幣の本質は、むしろ、一般的購買力そのものにある。有形の具體的なる財貨は、貨幣たるの本質を表現する所の形態に外ならない。ゆゑに、その形態たるものは、穀物たることあり、家畜たることあり、魚貝たることあり、皮革たることあり、貝殻たることあり、布帛たることあり、砂金たることあり、金銀塊たることあり得るのであつて、また、もとより、これらに限るのではなく、その他如何なるものであつてもよい。

發生的に言へば、前述の如く、具體的な有形物そのものが貨幣であるかと看做された。交換の用具として用ゐられるとき、當時の人々によりて、貝殻や金塊自體が、貨幣そのものと看做されたのである。貨幣學者は、これを實體貨幣といふ。この場合に於て、貝殻や金塊が、交換の用具となり得るのは、何人もそれらを容易に受取るからであり、それらをもつことを好むからであり、そして、それらを容易に受取るといふのは、また、他人が容易に受取つて呉れるからであり、もつことを好むのは、装身具などとして嗜好に適するからである。

従つて、貝殻や金塊が、原始貨幣たる場合に於ても、その貝殻や金塊は、既に、そのもの自體に於ける效用以

1) S. M. Leake, An Historical Account of English Money, London 1793. に
よれば、イヌフエルの Judges 時代に、アチカを統治して居つた Theseus が、
牡牛の刻印ある銀貨を鑄造したといふことであり、またローマ建國以前、ギリ
ジャの諸王は金銀貨を鑄造しこれを Nomisma と稱したとのことである。p. 4.

外に於て、それらが更に、他人がそのもてるものを與へる代りとして、これを容易に受取つて呉れるといふ性能を具へて居るのである。貝殻や金塊が、貨幣たるの面は、この後の性質に存することは言ふまでもない。すなはち、貝殻や金塊は、裝身具として役立つといふ性能をもつて居るがゆゑに、原始民族に於て、何人も、これをもつことを好むものであり、また、然るがゆゑに、何人も、そのもつものを與へる代りとして、これを受取つて呉れるといふ性能をもつこととなるのであるけれども、それらが貨幣と看做されるのは裝身具として役立つといふ面にあるのではなく、他人がそれに對してそのもてるものを與へて呉れるといふ面にあるのである。ゆゑに、われわれは、貝殻や金塊といふ物體に、消費財たるの面と貨幣たるの面とを見分けなければならぬ。そして、われわれは、貨幣の貨幣たるは、他人が、それに對しては、容易に、そのもてるものを與へて呉れるといふ面に於て認めなければならぬ。然るときは、貨幣の本質なるものは、貝殻としての、または、金塊としての、消費財たる性能にあるのではなく、むしろ、それより遊離したる一般的な交換用具たる性能にあることが明かであらう。すなはち、前に述べたる一般的な購買力なるものが、貨幣の本質なのである。

七

一般的購買力なるものは、具體的なる有形物の消費材としての性能よりは、觀念的には遊離したものであるけれども、原始貨幣に於ては、現實的には、これと分離しては、存在し得ないものであつた。その後、本格的なる貨幣として、鑄造貨幣が現はれるに至つた場合に於ても、一般的購買力は、その金屬そのもの、純分量目に比例したのであつて、そのもの、消費財としての性能に依存して居つたのである。

然るに、社會秩序が確立し、國家の法則が整備し、且つ生産に餘裕が生ずるやうになるに至つてからは、人々

は必ずしも、交換に當つて、直接即時に、その對應物の交付を求めることなく、それを後日の引渡に満足するやうになつた。この場合に於て、もし、強いて直接に交換せらるゝ所のものを求むるならば、一方の物財に對して、他方は後日の交付の約束である。或は約束の文書である。そして、この場合に於て、後日交付せられることの約束せられるものは貨幣である。而も、當初は、實體貨幣、すなはち、貨幣と認められたる金銀塊、またはその鑄貨であつた。この實體貨幣の交付が、貨幣の支拂といはれるのである。われわれは、この貨幣の後日支拂の約束なるものに於て、金融なる現象の最初の顯れを認むることが出来る。

貨幣の後日支拂の約束に對して、物財が引渡さるゝの段階に達したる經濟生活に於ては、また現在の實體貨幣と將來に於けるその支拂の約束との、交換が成立するやうになつた。すなはち、將來、その支拂をなすといふ約束に對して、現在、實體貨幣の引渡を受くるといふことが成立するやうになつたのである。こゝに金融なるものは、明確なる形に於て成立したのである。

この現在の實體貨幣と將來に於けるその支拂約束との交換は、二つの形態に於て行はれた。その一つは、貸借であり、もう一つは預りである。前者は、實體貨幣を直ちに必要とするものが、これを積極的に求めて、後日に於けるその返済を約束するのであり、後者は、實體貨幣を有しながら、現在それを用ゐるの要なきものが、他人にその保管を求めるのである。

貨幣經濟の初期の時代より、この二つの貨幣取引は並び行はれ、遂に今日の金融機構にまで發達し、且つその機構に於て、貨幣なるものゝ形態を原始のものとは頗る異なるものにまで變化せしめたのであるが、そのことは姑く措き、この預りといふ貨幣取引は貨幣の形態を著しく變化せしめる最初の動機となつた。すなはち、預り手が

交付したる後日支拂の約束文書が、やがて、要求拂支拂の約束文書となるに及んで、その文書自體が、財貨交換の用具となるに至つたのである。かくて、この要求拂支拂の約束文書より、紙幣（若しくは銀行券、以下同じ）といはる貨幣の形態を發生せしめたのである。そして、かゝる要求拂約束文書に對して、實體貨幣の預りをなしたものは、當初、貴金屬を取扱ひたる金匠であつた。

紙幣は右の如くにして發生したのであるが、然しながら、紙幣の一般的普及およびその發達は、この實體貨幣の預り手の交付したる文書そのものよりも、むしろ、それよりも多少複雑なる關係に於てであつた。すなはち、政府が、戰費その他の財政上の必要の下に、民間より實體貨幣を長期に亙り、巨額に借り上げたるに對し、その貸手に對し、この實體貨幣要求拂の文書を均等の金額を以て多數に作成して、これを民間一般の要求者に利子を付して貸出すことを許したことから、發達したのである。この場合に於て、政府に對して、巨額の資金を、すなはち、當時にありては、巨額の實體貨幣を貸上げ得たるものは、前述の實體貨幣の預り手である。この預り手の下に、巨額の實體貨幣が集り、またかゝる業務より獲たる利益が、實體貨幣の形態に於て巨額に蓄積せられて居つたから、この貸上げが可能であつたのである。而も、この預り手は、たゞに政府に對する貸上げをなす以前より、既に、その預れる實體貨幣そのもの、民間に對する貸付をも、營業として行つて居たのである。いな、實體貨幣よりは、むしろ、最初は實體貨幣の預り證文であつた所の要求拂文書そのものを、實體貨幣の預りとは關係なく、また實體貨幣の貸付の代りとして、これを貸付ける業務を行つて居つたのである。ゆゑに、彼等は、金匠であり、金貸業者であると共に、既に、銀行たるの實質を具へるに至つて居つたのである。

紙幣なるものは、かくの如く、實體貨幣を要求次第に支拂ふべき約束文書として、その發足をしたのである。

ゆゑに、貨幣學者の中には、紙幣を以て代用貨幣 (Representative money) と稱ふるものがある。¹⁾

彼等が紙幣を以て代用貨幣と認めるのは、謂はゆる實體貨幣だけが本當の貨幣であると看做したからである。然しながら、貝殻や金塊が、謂はゆる實體貨幣と看做さるゝは、前に述べたる如く、それらが、消費財としてわれわれに役立つといふ面に於てではなく、むしろ、他人が容易にこれに對してそのもてるものを提供するために受領して呉れるといふ面に於てである。これが、貝殻や金塊をして、貨幣たらしめて居る所の性能である。この性能に着目してこれを見れば、紙幣なるものは、全くこの性能のためにのみ存在する所のものに外ならぬ。ゆゑに、紙幣は代用貨幣どころか、むしろ、それは消費財的な性能をもたざるだけ、純粹の貨幣に近きものといはねばならぬ。すなはち、紙幣なるものは、それが一般的購買力をもつがためにのみ、われわれの經濟界に存在するのである。

八

謂はゆる實體貨幣の場合に於ては、その一般的購買力は、貨幣と看做されたるその具體的有形物の消費財としての性能に依存して發生したのである。然るに、紙幣の場合には、かゝる消費財としての性能をもつて居らない、然らば、その一般的購買力は如何なるものに依存するのであるか？ それは一言以てこれを言へば、社會秩序に依存するのである。紙幣の發行者は要求次第間違ひなく實體貨幣を支拂ふであらう、といふ信頼が成り立つ所の社會的關係が成立することによりて、それを約束する所の紙片に對し、何人も安んじて、これと引換に自己の所有物を引渡すのであり、また、他人も自分と同様の信頼に於てこの紙片を受取り、彼のもてるものを引渡すであらう、といふ確信が行はるゝの社會的關係が成立することによりて、その紙片が、一般的購買力をもつことゝなる

1) 例へば W. Stanley Jevons, Money and the Mechanism of Exchange, 23rd. Ed., London 1099, P. 121

のである。ゆゑに、この場合に於ける一般的購買力は、社會秩序に依存するものといはなければならぬ。

かくの如く、貨幣たるの形態は、社會秩序の整はざる時代に於ては、人々は物そのものに信頼するの外なきがゆゑに、具體的なる有形物そのものであつた。然るに、社會秩序が整備するに至れば、人々は必ずしも、物それ自體を占有せずとも、この秩序の下に於ける約束を信頼し得るに至つたのであるから、將來に於ける實體貨幣の引渡しに對して、交換を實行するやうになつたのである。

一葉の紙片は、かくの如くにして貨幣の形態となるに至つた。紙幣なるものはかくの如くにして成立したのである。然るに、こゝに實體貨幣と紙幣との中間のものがある。それは補助貨幣といはるゝものである。實體貨幣に於ては、その一般的購買力は、前に述べたる如く、そのもの自體の消費財としての性能に依存するのであるから、一般的購買力の大きさ、すなはち、貨幣價値の大きさは、消費財としての交換價値の大きさに從屬するのである。ゆゑに、金銀が實體貨幣として鑄貨に造り上げられたるときに於ては、その貨幣の名目價値と素材の交換價値とは、常に一致するものとする所の制度が成立したのであつて、この鑄貨を本位貨幣と稱へたのであつた。すなはち、本位貨幣は、法制的貨幣制度の下に於ける實體貨幣であつて、貨幣たるの面と消費財たるの面とが分離せざるものであつた。紙幣はこれに對照すれば、貨幣たるの面のみをもつ所のものである。

然るに、補助貨幣なるものは、やはり、金屬鑄貨であるがゆゑに、それには素材價値がある。すなはち、金屬としての消費財たるの交換價値がある。補助貨幣なるものは、元來、本位貨幣は、その貨幣の名目價値が大であるから、これのみを以て貨幣とするならば、小額の取引に用ゐることが出来ないといふ不便があるがために、それの小數的な價値を表はす貨幣として鑄造せられるものであるから、本位貨幣とは異なる所の卑金屬の素材を以て

作られるものである。

それゆゑに、補助貨幣を、その素材金屬の交換價值と同一の價值に於て、その貨幣としての名目價值を賦與するならば、本位貨幣制度の下に於ては、本位貨幣の素材金屬の交換價值が、他のすべての財貨の交換價值の比較基準となつて居るのであるから、ときとして補助貨幣の素材金屬の交換價值、すなはち、市場價格は、その貨幣の名目價值より上位にあることゝなる。然るときは、補助貨幣は貨幣としては、その影を没し、素材金屬として賣買せらるゝことゝなり、補助貨幣を作成したる目的を失ふことゝなる。

従つて、補助貨幣に於ては、その貨幣の名目價值よりも少き交換價值の素材量を以て鑄造せられるのである。この場合に於て、貨幣としての名目價值よりも少き素材が、その貨幣名目價值に於ける一般購買力の大きさに於て通用する點を見れば、補助貨幣としての一般購買力は、むしろ、紙幣の場合と同様に、その存在の基礎は、素材にあると見るよりも、社會秩序にありと見なければならぬであらう。

九

紙幣が代用貨幣といはれるのも、また、補助貨幣なる名稱の存するのも、いづれも、それらは、本格的なる貨幣ではなく、本格的なるものは、實體貨幣たる本位貨幣のみであるといふ考へが基底となつて居るのである。殊に紙幣や補助貨幣は、前述の如く、その一般的購買力の基準を社會秩序に置くとはいふものゝ、而も、それらにありては、要求次第、實體貨幣が支拂はれるといふ約束が、社會秩序に於て確保せられる點に意味をもつたのである。すなはち、後日に於ける實體貨幣の支拂と關聯して、紙幣や補助貨幣は、その一般的購買力をもつたのである。

然るに、紙幣や補助貨幣の實際の慣用に於ては、それらは、殆ど、實體貨幣たる本位貨幣と引換へられることなく、轉々として流通し続けるのである。こゝに於て、紙幣や補助貨幣が一般的購買力をもつには、必ずしも實體貨幣と引換へられるといふことを要件としないことゝなつた。すなはち、他人が、支障なく、これを受領して、それに對して、そのもてるものを引渡して呉れるならば、それだけにて、完全に貨幣であるといひ得るにまで、われ／＼の經濟は進歩したのである。

こゝに於て、われ／＼は、貨幣の本質とその形態とを劃然分離することを得ることゝなつた。原始貨幣に於ては、そのもの、消費財としての性能と、一般的購買力といふ性能とが、不可分の關係に於て存在した。消費財としての性能の程度に於て、一般的購買力の大きさが限定されたのである。然るに、實體貨幣との引換を求められぬ紙幣や補助貨幣に於ては、そのもの自體が、消費財としての性能をもつと否とは、最早や問題ではなく、また實體貨幣との關聯といふことゝも全く離れて、たゞ單に、一般的購買力をもつといふことに於てのみ、貨幣たるのである。すなはち、何人も安んじて、これと引換に自己の所有物を引渡し、受取人も亦、他人も自分と同様の信頼に於てこれを受取り、彼のもてるものを引渡すであらうといふ確信に於てのみ、それが貨幣たるのである。かくて、一般的購買力といふ純粹に抽象的なる貨幣の本質が、かくの如きの形態をとれるに外ならぬのである。實體貨幣たる本位貨幣との關聯を全く離れたる謂はゆる管理通貨なるものは、更に、この段階より發展して發生し得るに至つたものである。

10

貨幣の本質は、前述の如く、一般的購買力そのものである。通俗に貨幣と看做されて居る具體的なる有形物は、

みな、貨幣の形態に外ならない。この具體的なる有形物たる貨幣の形態たるものに於ては、貨幣の名目價值として、一般的購買力の大きさを表現して居る。その大きさは、原始貨幣にあつては、度々述べたるが如く、そのものゝ消費財としての性能の大きさに一致するものである。本位貨幣制度が確立したる後は、本位貨幣の素材たる金若しくは銀の一定量目の交換價值が、一般的購買力の單位を表示するものとして採用せられた。例へば、今日、停止せられて居る我が貨幣法に於て『純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ價格ノ單位トナシ之ヲ圓ト稱ス』と規定して、一般的購買力の單位として貨幣の名目價值たる圓の價格の基準を定めて居る。ゆゑに、a圓といふときは、純金の量目七百五十ミリグラムのa倍の價格に均しきものであつた。

かくの如く、金本位貨幣制度の下に於ては、すべてのものゝ價格は、純金の一定量目の價格に對して與へられたる、貨幣名目の數量を以て表示せられたのである。そして、委託鑄造と鑄潰の自由との認められたる制度の下に、貨幣たる金と商品たる金との價格關係は、常に均等に維持せられたのであるから、金の市價の騰貴は、他のすべてのものゝ價格の下落となり、その下落は、他のすべてのものゝ價格の騰貴となつた。

然るに、外國との貿易が自由であり、且つ金の國際交流の自由なる状態の下に於ては、國內物價が下落すれば、輸出超過を惹き起し、國內物價が騰貴すれば、輸入超過を惹き起すこととなる。輸出超過は、受取勘定の超過となり、爲替相場は有利となり、金の流入を惹き起し、國內に於ける金の價格は下落して、物價騰貴となる。輸入超過は、支拂勘定の超過となり、爲替相場は不利となり、金の流出を惹き起し、國內に於ける金の價格は騰貴して、物價下落となり、また輸出超過の傾向に轉することとなる。

かくの如く、金本位制度の下に於て、國際貿易の自由なる時代にありては、貨幣價值の、すなはち、物價の、

國際的水平運動が行はれるがため、貨幣に於て表現せられる一般的購買力なるものも、國際的に水平状態とならんとする傾向があるのである。然しながら、各國はその天然資源の種類に於ても、分量に於ても、また品質に於ても、區々たると共に、その生産力を異にし、且つ單に經濟政策上からばかりではなく、政治上の理由によりて、對外貿易に種々なる調節制限を加へ、殊に、經濟先進國にして豊富なる資源を有する國は、この貨幣制度及び貿易機構を巧に利用して、他國の經濟的發達に對して、壓迫を加へるの情勢を馴致するに至つた。こゝに於て、經濟上の世界舊秩序が改革せらるべきのときに至つて、金本位制度なるものは遂に一般に廢止せらるゝこととなり、且つ世界新秩序建設のための國際戰爭が惹き起したる各國財政の大膨脹の下に於ける必要にも促されて、謂はゆる管理通貨なる制度を喚び起したのである。我が國に於ても、兌換銀行券條例が廢止せられ、日本銀行法に於て、銀行券の制度が定められたのである。

日本銀行券は、主として一定の有價證券の保證の下に發行せられ、その發行額は、年々大藏大臣の定むる所によるのであつて、金貨兌換のこともなく、且つ貨幣法による鑄貨及び金評價は、當分停止せられて居るがゆゑに、これが我が國に於ける本格的の貨幣であり、それを補助するものとして臨時通貨法による臨時通貨が存在するのである。ゆゑに、我が國に於ける今日の貨幣制度は、實體貨幣たる本位貨幣を基礎とする制度とは、全く異り、それ自體に殆ど消費財たるの交換價值をもたない紙幣より成る所の謂はゆる管理通貨制度なのである。

かくの如き管理通貨なるものゝ一般的購買力は如何にして定まるか？ 兌換銀行券の如き紙幣は、管理通貨たる紙幣と、紙幣たる點に於ては同一であるけれども、而も、尙ほ、兌換といふ關係に於て、實體貨幣たる本位貨幣と關係して居つた。ゆゑに、兌換銀行券の購買力は、實體貨幣の素材たるものゝ交換價値の反映であつた。そ

れは、商品に對して交換に提供せられる以前に於て、既に、兌換準備たる金の交換價值によつて裏付けられて居つた。然るに、謂はゆる管理通貨たる日本銀行券に於ては、全く、實體貨幣と何等の關係はない。それは、一定の有價證券を以て保證せられて居るけれども、その有價證券の價格は、それが保證する所の日本銀行券の貨幣價值を基準とするものに外ならない。この點、金準備制度に於ける紙幣と全く異なるものである。それは、交換以前に於て、何等のもの、交換價值によつても、裏付けられて居るのではない。たゞ、交換に提供せられたるとき、相手方の提供する所の商品の質と量とが、その貨幣價值であり、その一般的購買力の大きさなのである。ゆゑに、日本銀行券の一圓とは如何なるものであるかと言へば、それによりて獲得し得る所の物財若しくは勞務の量と質とであると言はなければならぬ。

— —

自由主義經濟に於ても、統制經濟に於ても、それが交換の法則を基底として成立するものなる限り、貨幣の使用を必要とするものであり、その收入支出及び貸借が行はれることとなるのであつて、そこに金融なる現象を發生することとなるは、前に述べたる所である。すなはち、交換の法則の下に於て、貨幣を媒介として交換の行はるゝ經濟機構にありては、自由主義經濟たる統制經濟たるを問はず、生産物や勞務が一人より他人に提供せられるならば、その反面に於ては、必ず、これと對應して、貨幣が引渡されねばならぬ。生産物や勞務が一方より他方に移動すれば、必ずその反對の方向に貨幣の流動がある。この生産物や勞務の移動と關聯的に行はるゝ所の、その反面の貨幣の流動を、前者に對蹠的に引き出して觀察したるとき、これを金融といふのである。

然しながら、金融といふものは、貨幣の單なる場所的移動をいふのではない、むしろ、その人格的移轉をいふ

のである。すなはち、同一人格の所有の範圍内に於て、場所的移動をなすことは金融ではなく、一つの經濟主體から他の經濟主體に貨幣が引渡さるゝことによりて、始めて金融なる意義が成立するのである。

貨幣の人格的移轉といふことは、一般的購買力が一つの經濟主體より他の經濟主體に移轉することである。貨幣なるものは、一般的購買力を表現する所の形態であるから、これを引渡すことによりて、一般的購買力を移轉せしめ得るからである。この貨幣の形に於て、一般的購買力の人格的移轉をなすことを、最廣義に於ける金融といふのである。それゆゑに、生活費としての貨幣の支拂、從つて、その受領も、金融現象であり、商品、機械、原料、動力等の代金の支拂受領、土地、建物等の賃料の支拂受領は勿論のこと、俸給、給料、勞賃の支拂受領、利子配當の支拂受領、その他一切の貨幣の支拂受領は、みなこの最廣義の金融の現象に屬する。

然るに、これらの貨幣の形態に於ける一般的購買力の人格的移轉のうちには、それが資金といふ性格に於ての移轉と認めらるゝものがある。これが最廣義の金融に對して、廣義の金融といはるゝものである。

資金といふは、貨幣の形態に於ける資本である。從つて、資金は、また貨幣資本、若しくは、金錢的資本ともいはれる。資本の本質をなすものは、購買力である。生産物若しくは勞務を交換によりて獲得し得る所の力である。この購買力が、生産の目的の下に置かれたるとき、それを資本といふ。そして資本が生産の目的を遂げるがためには、今日の經濟機構に於ては、それは、先づ、貨幣の形態をとるを要し、そして後に交換により、有形若しくは無形の財貨、例へば、原料、動力、勞務、機械、工場、專賣特許權、商標權などの如きものを調達し、これらを、それらの機能に於て活動せしむることを必要とする。資本が、これらの有形若しくは無形の財貨たる形態にあるとき、それを資本財といふ。資本なるものは、資金たる形態にあるか、然らざれば資本財の形態にあ

るか、必ずそのいづれかの形態に於て存するものである。ゆゑに、資本が生産の目的を繼續して遂げ行くがためには、資金より資本財へ、そして、更に資本財より資金へといふ形態的變化を、繼續して遂げることとなるのである。約言すれば、貨幣より財貨へ、財貨より貨幣へといふ形態的變化が、生産の繼續的進行の姿である。

右に述べたる所は、今日の統制經濟に於ける資本の意義である。自由主義的資本主義の經濟に於ては、資本は増殖の目的の下に置かれたる購買力と解するの外なかつた。すなはち、資本が、資金より資本財へ、そしてまた、資金へ復原する所の轉換をなすことにより、その増殖をなすを以て、資本の目的と考へられたのであつた。そして、それが増殖であるか否かは、貨幣額の比較によつて決定せられるのである。すなはち、貨幣より財貨へ、財貨より貨幣へといふ形態的變化を遂げたる後に於て、最初の貨幣額よりも後の貨幣額の方が大なるときは、資本は増殖したるものと見做され、この増殖部分を利潤といふのである。そして、自由主義的資本主義の經濟に於ては、經濟活動は、主として、資本の増殖を目的として營まれたのであるから、購買力の獲得といふことは、すべての經濟活動の原動力たる關係にあつた。然るに、今日の統制經濟に於ては、資本は生産を目的とするものであり、すべての經濟活動は、生産の増加を目的とするものであり、購買力の獲得は、單に、この經濟活動の聯關たる交換機構の機能を圓滑ならしむる所の整滑油たる作用をなすものとなつたのである。

二

資本の形態的變化といふは、その所有者たる企業の個人的立場に於て言ふのである。貨幣は何びとの手に渡るも常に貨幣であり、財貨も交換に供せられることによつて財貨たる性質を失ふものではない。交換は、これらのも自體に對して、何等の形態的變化を加へるものではない。然し、これを所有者個人の立場に於て言へば、貨

幣を以て財貨と交換したるときは、彼のもてるものは、貨幣より財貨にその形を變へるものであり、更に、その財貨を貨幣と交換したるときは、彼のもてるものは、また財貨より貨幣へとその形を變へたものと言ふことが出来る。この意味に於て、かくの如く形態的變化を遂ぐる所の彼のもてるものと言はるゝものが、すなはち購買力であり、かくの如き形態的變化によりて、生産の目的を遂ぐることを得る點より見て、これを資本といふのである。

さて、かくの如く、一個の所有者の立場に於て資本が資金たる形態より資本財たる形態に變化し、更にまた資金たる形態に復原することは、これを全般的立場より見れば、資金が一人より他人に移動することに外ならない。この資金の人格的移轉が、廣義に於ける金融である。こゝに於て、われ／＼は、金融といふことゝ資本の廻轉といふことゝは、同一の事柄を、觀點を變へて見たる所の言葉たるに過ぎないことを發見する。すなはち、いま或一つの企業にのみ着目して言へば、資本は、貨幣たる形態より商品たる形態に轉換せられ、更に貨幣たる形態に復原せらるゝことを、反復繼續するのであつて、これを資本の廻轉といふのである。然るに、その資本たる購買力が、貨幣たる形態に體現せられて居るときは、その貨幣は、消費者、商人、工業家、原料生産者、勞働者を一聯とする關係の間に、交換によりて轉々流通するのであり、そして、その交換の行はるゝ毎に、企業にありては、前述の形態的轉換、すなはち、資本の廻轉が行はれて居るのである。

資本とは、前に述べたる如く、生産の目的の下に置かれたる購買力である。すなはち、所有者が、そのもてる購買力を生産の目的のために使用するか否かによりて、資本たるか否かゞ定まるのである。ゆゑに、一般的購買力を體現せる貨幣が、人格的移轉をなすにあたり、商品の買手たる消費者よりその賣手たる生産者に引渡さるゝが如き場合に於ては、消費者の立場に於て言へば、その貨幣は資本たるものではないが――従つて資金ではない

が——その賣手たる企業の立場に於ては資本である。——従つて資金であり、資本が資金として回収せられたのである——。かくて、資本たる貨幣、すなはち、資金が、交換すなはち賣買によりて企業の内部に於ては、資本的廻轉をなすのであり、社會的には流通移動をなすのである。これを社會的平面に於て見れば、金融であり、これを企業的斷面に於て見れば、資本の廻轉と言はるゝのである。

一三

金融は、その狹義に於ては、資金の貸借を意味する。すなはち、資金の人格的移轉なるものは、前述の如き、消費者と商人との間、若しくは、商人相互の間に於ける商品代金の支拂受領、工業家と原始生産者または動力供給者との間に於ける原料代金若しくは動力代金の支拂受領、並びに企業家と勞働者との間に於ける給料勞賃の支拂受領として行はれるばかりではなく、賣手の裏に貸手があり、買手の奥にも貸手があつて、その間に於ける貸借によりても、それが行はれるものである。多くの場合に於ては、この貸借による資金の移動が行はるゝことによりて、初めて代金の支拂、または、給料勞賃の支拂としての資金の移動があり得るのである。

すなはち、賣手は今賣渡す所の商品を前に買入れたる際に、若しくは生産するに當つて、他人より借入れたる資金を以て、これをなしたる場合もあり、買手もまた今買入れる商品は、他人より借入れたる資金を以て、これをなすことがある。實に、今日の經濟機構に於ては、主として金融機關によつて、資金の貸借が行はるゝがために、商品の賣買、勞賃の支拂が、頗る圓滑且つ敏速に行はれ得るのである。ゆゑに、資金なるものは、有形無形の財貨の賣買に伴ひて移動するばかりではなく、資金そのものゝ貸借によつても移動するものである。この貸借によつて、資金の人格的移轉をなすことを、狹義の金融といふのである。

この狹義の金融は、今日、頗る多くの且つ複雑なる形態に於て行はれて居る。かの個人間に於ける單純なる貸借は勿論のこと、銀行に於ける預金、貸付、割引より、國家公共團體各種會社の公社債の募集、株金の拂込、組合の出資、金銭の信託、無盡の掛金、保険料の拂込の如き、みな貸借の複雑なる形態に於ける資金の移動である。株式の應募の如く、企業に對する出資は、普通に、貸借とは異なるものゝ如くに考へられて居るけれども、企業解散の場合には、拂戻返還を受くるものであるから、その實質に於ては貸借に外ならぬことは明らかである。出資、信託、無盡掛金、保険料拂込も亦同様である。かの株券の賣買の如きも、その買受は、實は出資としての貸付であり、その賣渡は、前の出資の回收である。それゆゑに、株券の賣買は、銀行預金の預け入れ引出と同様に、この狹義の金融に屬するものと言はねばならぬ。

一四

貸借なるものは、信頼の上に成り立つ。信頼は相手方に於ける人的基礎を根據とすることもあり、また、その物的基礎を根據とすることもある。いづれにするも、信頼によりて、一人が他人に資本の利用を許容する關係を信用といふ。

資本は、前に述べたる如く、貨幣の形態に於て存在するか、貨幣以外の形態に於て存在するか、そのいづれかである。すなはち、資金として存在するか、資本財として存在するか、これ以外の形態に於て存在し得るものではない。従つて、その利用を他人に許容するも、このいづれかの形態に於てである。いづれにするも、その利用を許容するの關係が信用であつて、そして貨幣の形態に於ての利用の許容は、金融上に於て、資金の創作として、頗る重大なる役割を演ずるものであつて、生産の増進、經濟の發展に甚だ深き關係をもつものである。且つ、

貨幣の形態に於ける信用の許容は、資金の貸借に外ならぬものであるから、とりも直さず、狹義の金融そのものである。それゆゑに、狹義の金融なるものは、信用の許容といふことゝ同意義のものとなる。

銀行に於ける信用の許容すなはち貸出——割引及び貸付——は、その貸出されたる資金が、借手により、または、借手より支拂を受けたるものによつて、預金とせられる。この預金は、預金者によりて、また支拂に充てらるゝけれども、多くは、手形小切手等を以て行はるゝことにより、預金の形のまゝに於て引渡されることゝなる。すなはち預金が預金の形のまゝに於て引渡さるゝことにより、本位貨幣を引渡したると全く同様に、または、銀行券を引渡したると全く同様に、支拂が完済されたことゝなる。ゆゑに、預金が引渡さるゝ手續に於ける形態はこの場合に於ては、一般的購買力を體現する所の形態なのである。すなはち貨幣の形態なのである。貨幣の形態がかくの如き記帳の形態をとるに至つて、最も高度の發展をなしたものと見るべきである。

貨幣が、銀行の貸出といふ方法によりて、謂はゆる信用の創作として、作出せらるゝに至つて、金融の意義は、この信用の創作といふことゝ、すなはち、貨幣の創作といふことゝ同意義のものとなつたのである。これが、今日に於ける金融の意義の發展である。

金融には、右に述ぶる如く、三つの意義がある。金融のこれらの三つの意義は、廣狹の關係にあるものであるから、狹義のものは、廣義の中に、廣義のものは、更に最廣義の中に含まれて居るは言ふまでもない。そして、すべての金融は、要するに、貨幣の形に於て——通貨の形に於て——購買力の移動することに外ならないのである。